

「第10期野洲市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務委託」質疑に対する回答

No.	該当箇所	質問事項	回答
1	「第10期野洲市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書」4-(2)アンケート調査の実施	「①高齢者日常生活圏域ニーズ調査」と「②在宅介護実態調査の分析」の郵送調査は通し番号を調査票に付するなど被保険者番号と結び付けて実施するのか。	①及び②の郵送による調査に関しては、両調査とも整理番号等を記載し、被保険者番号と結び付けて実施する方向で検討しています。
2	「第10期野洲市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書」4-(2)の②在宅介護実態調査の分析	【在宅介護実態調査の実施概要】欄に調査数1種、500票(回収率60%見込み)とあるが、この実施内容について具体的にご教示願いたい。	在宅介護実態調査については、在宅で生活している要支援・要介護認定者を無作為で500人抽出し、郵送で送付します。その内、回収率60%見込みの300票を回収見込みとしております。
3	「第10期野洲市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書」4-(10)法令改正による計画と整合性の確保	“本市の例規（条例・規則・要項）の条項を指摘すること”とあるが、どのようなものをイメージしているのか。主要な法改正が行われた場合、貴市の、貴市のどの例規に引用されているかという指摘も含まれるのか。	精査対象となる例規は本市のホームページをご参照ください。福祉関連法令が改正された場合、本市例規への影響とその該当箇所について指摘してください。例えば、「●●●法施行規則の第10条第3項が改正された場合、野洲市〇〇〇〇要項の第2条第1項に引用されている」というようなことを福祉関連法令及び関連例規全般について隨時ご指摘いただけイメージです。成果品としてそれらをまとめたものの納品もお願いします。 福祉関係法令とはe-Gov法令検索 (http://elaws.egov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/) の事項別分類索引「社会福祉」の項目に掲載されている全ての法令をいいます。告示や通知・通達は含みません。 例規に関しましては本市のホームページに載っているものすべてが対象となります。別添の関連法令・例規を参照願います。

No.	該当箇所	質問事項	回答
4	仕様書P1、4.業務内容 (2)アンケート調査の実施について	①日常生活圏域ニーズ調査と②在宅介護実態調査の分析の調査票の郵送費は委託者と受託者のどちらが負担するのか。	仕様書に記載の(必要な経費についても、受託者が負担する)とあるのは、郵送費も含んでおり受託者の負担となります。
5	仕様書P2、4.業務内容 (2)アンケート調査の実施、③事業所調査の分析について	調査数は「3種 225 票」と記載されているが、「3種」とは事業所の種別により異なる調査票を作成するという認識か。「3種」の具体的な想定があればご教示ください。	「3種」とは、在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査になります。
6	プロポーザル実施要領P3、8.参加申込の手続き (1)提出書類・必要部数、 (2)企画提案書等について	「キ 本市又は他の市区町村から受託した第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画書、第9期同計画書」は、冊子ではなくデータを出力してホチキス留めしたものでもよいのか。	お見込みのとおりです。
7	仕様書P1、4.業務内容 (2)アンケート調査の実施について	各調査票のページ数の想定はあるのか。また、発送用封筒、返信用封筒のサイズの指定はあるのか。	高齢者日常生活圏域ニーズ調査は、約15ページ、在宅介護実態調査は、約10ページを想定しています。 発送用封筒は角形2号封筒、返信用封筒は長形3号封筒になります。
8	仕様書P2、4.業務内容 (2)アンケート調査の実施、③事業所調査の分析について	調査方法は電子メールによる実施があるが、WEBを使用した方法等の実施は想定していないのか。	本業務は電子メールによる実施を想定していますが、WEBでのアンケート調査の提案があれば、内容によっては協議の上、採用をすることもあります。

No.	該当箇所	質問事項	回答
9	仕様書 P3、4.業務内容 (8) 介護保険運営協議会の運営支援について	計画内容を審議するために設置される介護保険運営協議会（5回程度）の運営について、2年間を通しての実施回数になるのか。	お見込みのとおり、介護保険運営協議会に出席いただくのが、2年間に5回程度となります。この他に、ZOOM等オンラインで出席を依頼する場合があります。
10	仕様書 P4、5.成果品について	上記データー式とあるが、CD-Rでの納品を想定しているか。 また、法令引用例規一式、情報提供資料一式とあるが、どのような形式での納品を想定されているのか。	成果品について、データー式と記載しておりますが、最終の成果品は、CD-Rで納品をお願いします。業務を進めるうえで、データでのやり取りをさせていただく場合も想定しています。 また、法令引用例規等の形式については、質問項目のNo.3に回答している内容になります。受託者から情報提供される資料の形式は、紙媒体やデータ等、提供方法は問いません。